

平成23年5月31日

告示第64号

改正 平成25年2月26日告示第19号

改正 平成27年2月27日告示第23号

改正 平成30年3月23日告示第56号

(目的)

第1条 この告示は、うるま市内に在する団体等(以下「団体」という。)が地域で実施するまちづくり活動に対し、うるま市地域活動支援助成事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することで、主体的な地域課題の解決と地域が主役のまちづくりに向けた市民意識の高揚と市民参画を図り、市民協働(パートナーシップ)によるまちづくりを推進することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の対象となる事業は、団体が市内において主体的に企画実施するまちづくり事業で、市民福祉の向上又は公益上必要と認められ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域課題の解決を図る事業
- (2) 地域コミュニティの活性化に資する事業
- (3) 地域や市の特色を生かし、その魅力を高める事業
- (4) その他市長が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (4) 同一の事業に他の補助金等の交付を受けている事業
- (5) その他市長が適当でないと認めた事業

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件に該当する団体とする。

- (1) 主たる活動の場が市内にある団体
- (2) 3人以上が市内に在住する成人で構成される団体
- (3) 会則等が整備され、会計面を含めた運営等が適正に行われている団体
- (4) 前年度において本助成事業の助成を受けていない団体

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において次のいずれか低い方の額以内とし、20万円を上限とする。

- (1) 助成対象経費の10分の10以内の額
- (2) 事業の支出総額から当該事業に係る収入を差し引いた額

(事業年度)

第5条 助成金の交付対象となる事業年度は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、うるま市地域活動支援助成事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 活動概要調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(選考及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する提出を受けた事業について意見を聴くため、うるま市地域活動支援助成事業選考審査委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

- 2 選考委員会は、前項の規定により市長から意見を求められたときは速やかに書面審査、プレゼンテーション審査を実施の上、事業の内容を審査し、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する選考審査の結果をうるま市地域活動支援助成事業選考審査結果通知書(様式第2号)により、速やかに当該団体に通知するものとする。

(助成事業の内容変更)

第8条 前条第3項の規定により助成の決定を受けた団体(以下「助成団体」という。)が、事業の内容を変更する必要がある場合には、うるま市地域活動支援助成事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、うるま市地域活動支援助成事業計画変更承認通知書(様式第4号)又はうるま市地域活動支援助成事業計画変更不承認通知書(様式第5号)により当該助成団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成団体は、助成事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は市長が別に定める日のいずれか早い期日までに、うるま市地域活動支援助成事業実績報告書(様式第6号)に、市長が別に定める書類を添えて、報告しなければならない。

(助成金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その事業内容を審査し、適正に事業が完了したと認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、うるま市地域活動支援助成事業助成金確定通知書(様式第7号)により、助成団体に対しその旨を通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 助成団体は、助成金の交付を請求しようとするときは、うるま市地域活動支援助成事業助成金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第12条 助成団体は、助成金の概算払いを受けようとするときは、うるま市地域活動支援助成事業

助成金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 概算払いを行う場合の交付額は、交付決定額の2分の1を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の取消し等)

第13条 市長は、助成団体が正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付を取消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成対象である事業を実施しないとき。
- (2) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- (3) 助成金を助成対象事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 第9条に規定する実績報告を提出しないとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、うるま市地域活動支援助成事業助成決定取消通知書(様式第10号)により助成団体へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、助成団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年5月31日から施行する。

附 則(平成25年2月26日告示第19号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成25年度における助成事業の助成を受ける団体から適用する。

附 則(平成27年2月27日告示第23号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成27年度における助成事業の助成を受ける団体から適用する。

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。